

資料 4

別紙

都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関 に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着 眼 点
介護扶助 受給者 に対する適 切な処遇 の確保	<ol style="list-style-type: none">1 介護扶助に対する理解の状況<ol style="list-style-type: none">(1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いは十分理解されているか。(2) 報酬請求は適切に行われているか。 また、報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。(3) 障害者自立支援法などの他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という。）について、障害者自立支援法などの他法が介護扶助に優先して活用されているか。2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況<ol style="list-style-type: none">(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。(2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。(3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。(4) 特別な居室、療養室等の提供が行われていないか。(5) 特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。(6) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。(7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われているか。 特に、本来施設において負担すべき内容（おむつ代及びおむつ洗濯代等）の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。 また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理し把握されているか。

生活保護指定介護機関個別指導調書

指定介護機関	所在地 名 称 管理者
開設者	所在地 名 称 代表者

I 介護扶助に対する理解の状況

1 生活保護制度と介護扶助

(1) 制度の趣旨をご存じですか？

憲法 第25条

生活保護法 第1～4条

生活保護制度は、最低限度の生活保障と自立助長を目的としています。

基本原理は以下のとおりです

- ・無差別平等
- ・健康で文化的な生活水準
- ・資産・能力その他あらゆるものを活用
- ・扶養義務者の扶養及び他法が優先

はい

いいえ

(2) 保護の種類をご存じですか？

生活保護法 第11条

保護の種類は以下の8種類です。

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

はい

いいえ

(3) 介護扶助の受給者には被保険者以外の者がいることをご存じですか？

介護扶助運営要領 第4-1

介護扶助の受給者は以下のとおりです。

- ・介護保険第1号被保険者
- ・介護保険第2号被保険者
- ・H番号受給者

(40歳以上65歳未満の被保護者のうち、介護保険未加入者であり、特定16疾病により要介護状態にある者)

はい

いいえ

(4) 居宅介護等における介護扶助の程度をご存じですか？

介護扶助運営要領 第5-2-(1)

居宅介護等における介護扶助は、支給限度基準額の範囲内とされています。

基準額を超える介護サービスについては、全額自己負担となることから認めていません。

はい

いいえ

該当なし

2 介護報酬の請求

(1) 介護扶助費及び介護費の本人支払額の限度額をご存じですか？

介護扶助運営要領 第3-2-(2)

介護扶助運営要領に関する疑義について 問(2)

介護扶助運営要領 第5-2-(3)

- ・介護保険被保険者
第1段階の利用者負担上限額
居宅：月額15,000円
施設：月額15,000円+300円×日数
(被保護者であることをもって第1段階が適用されます。
第1段階の利用者負担上限額を超える部分は、高額介護サービス費あるいは高額介護予防サービス費として介護保険から給付されます。)
- ・H番号受給者
介護費の全額
(介護保険からの給付はありません。)

はい

いいえ

(2) 施設入所における介護扶助の居住費及び食費の負担限度額をご存じですか？

介護扶助運営要領 第3-2-(2)

介護扶助運営要領に関する疑義について 問(3)

- ・介護保険被保険者
第1段階の負担限度額
(基準費用額と利用者負担額の差額は、特定入所者介護サービス費として介護保険から給付されます。
利用者負担段階は、被保護者であることをもって第1段階となりますが、介護保険負担限度額認定証の申請が必要です。)
- ・H番号受給者
基準費用額
(介護保険からの給付はありません。)

はい

いいえ

該当なし

<p>(3) 短期入所における介護扶助の滞在費及び食費の負担限度額をご存じですか？</p>	<p>介護扶助運営要領 第3-2-(2)</p> <p>介護扶助運営要領に関する疑義について 問(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者 介護扶助からは支給しません (第1段階の食費及び滞在費は、利用者から徴収してください。 基準費用額と利用者負担額の差額は、特定入所者介護サービス費として介護保険から給付されます。 利用者負担段階は、被保護者であることをもって第1段階となりますが、介護保険負担限度額認定証の申請が必要です。) ・H番号受給者 特定入所者介護サービス費相当額 (第1段階相当の食費及び滞在費は、利用者から徴収してください。 基準費用額と利用者負担額の差額である特定入所者介護サービス費相当額は、福祉事務所から直接給付しますので、国保連ではなく福祉事務所あて請求してください。)
<p>(4) 介護報酬の請求にあたり介護券を毎月確認していますか？</p>	<p>介護扶助運営要領 第5-2-(7)-オ-(ア)</p> <p>被保護者への介護サービスの提供にあたっては、介護券の有効性を確認することとされており、有効な介護券が交付されていなければ介護報酬を請求することができません。</p>
<p>(5) 生活保護制度における受給者番号が固定番号ではないことをご存じですか？</p>	<p>介護扶助運営要領 第5-2-(7)-オ-(ウ)</p> <p>介護給付費明細書に記載する生活保護の受給者番号は毎月の介護券から転記してください。 生活保護の受給者番号は固定番号ではないため、前月と受給者番号が異なることがありますので留意してください。</p>

3 他法の取扱い

(1) 生活保護法と他法（介護保険法と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法））との関係をご存じですか？

障害者総合支援法 第7条

生活保護法 第4条

生活保護法の介護扶助と他法（介護保険法と障害者総合支援法）において、同等の内容とされるサービスの適用関係は以下のとおりです。

・介護保険被保険者

介護保険法が優先適用されますので、介護保険サービスを利用します。介護保険は利用者負担が発生しますので利用者負担分を介護扶助として給付します。

・H番号受給者

介護保険法の適用を受けないため、生活保護法に優先して適用される障害者総合支援法の自立支援給付を受けます。

はい

いいえ

該当なし

II 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況

1 福祉事務所との協力

(1) 生活保護事務の窓口となる担当職員はいますか？

生活保護法 第50条第1項

生活保護法 第54条の2第4項

指定介護機関介護担当規程

指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に規定する福祉事務所への協力義務があります。

いる

いない

(2) 福祉事務所は訪問調査に来ていますか？

生活保護実施要領 第12-1

福祉事務所は、生活状況等の把握や指導を行うことを目的として、1年に1回以上訪問することとされています。

はい

いいえ

該当なし

	<p>(3) 医療機関への入退院及び施設への入退所時に福祉事務所へ連絡を行っていますか？</p>	<p>生活保護実施要領 第7-2</p> <p>入退院及び入退所に伴い、最低生活費が変更になる場合がありますので、医療機関への入退院及び施設への入退所時（短期入所含む）においては、必ず福祉事務所へ連絡してください。</p>
	<p>(4) 福祉事務所への報告について、本人の同意は不要であることをご存知ですか？</p>	<p>個人情報保護法 第23条第1項</p> <p>生活保護法 第50条第1項</p> <p>生活保護法 第54条の2第4項</p> <p>指定介護機関介護担当規程 第5条</p> <p>法令に基づく場合は、本人の同意を得ていなくても情報提供ができます。</p> <p>福祉事務所は、被保護者の介護を指定介護機関に委託していることから、指定介護機関は福祉事務所からの調査等に応じる義務があり、「法令に基づく場合」に該当します。</p>
	<p>(5) 証明書等の交付の費用は無償であることをご存知ですか？</p>	<p>指定介護機関介護担当規程 第5条</p> <p>委託した介護に関する証明書又は意見書等のほか、生活保護の決定・実施及び自立助長に必要な証明書又は意見書等についても無償で交付する範囲に含まれています。</p>
<p>2 従事者の確保</p>		
	<p>(1) 介護従事者は確保されていますか？</p>	<p>介護扶助運営要領 第6-1</p> <p>指定介護機関は、介護保険法の指定又は許可を受けているものであり、適切に介護サービスを提供できると認められることを条件として指定が行われます。</p>

3 介護記録及び帳簿

(1) 介護記録の記載及び保管は、適切に行われていますか？

指定介護機関介護担当規程 第6条

指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備する必要があります。

はい いいえ

(2) 介護サービスの提供及び介護報酬の請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われていますか？

指定介護機関介護担当規程 第7条

指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保管しなければなりません。

はい いいえ

4 特別な居室、療養室の提供

(1) 特別な居室、療養室等の提供が行われていませんか？

生活保護法第54条の2第4項において準用する第52条第2項

平成12年4月19日付厚生省告示第214号

入所者が選定する特別な居室の提供及び特別な療養室等の提供は行わないこととされています。

また、被保護者が居住費のかかる個室等の利用ができる場合は、以下の場合に限定されています。

- ・短期入所（ショートステイ）の場合で滞在費を自己負担する場合
- ・居住費の利用者負担分について、保護費で対応しなくても入所が可能な場合
（社会福祉法人利用者負担額減額、経過措置による利用者負担軽減等）
- ・既に個室等を利用している者が被保護者となった場合で、多床室へ転所するまでの間
- ・多床室が個室等に改築・改修された場合で、多床室へ転所するまでの間
- ・真にやむを得ない特別な事由の場合

はい いいえ 該当なし

5 入居にかかる利用料

(1) 特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額になっていますか？

介護扶助運営要領 第5-2-(1)-ウ

「入居に係る利用料」とは、家賃、管理費（家賃相当の利用料）及び入居に際し支払う必要がある保証金（敷金等）のことです。

札幌市における住宅扶助の基準額は、家賃が 36,000 円（単身者）、敷金等が 138,000 円です。

はい いいえ 該当なし

6 居宅介護支援計画

(1) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法の指定を受けていない事業者を用いていませんか？

生活保護法 第54条の2第1項

被保護者の介護を担当するには、生活保護法の指定介護機関として指定を受ける必要があります。

はい いいえ 該当なし

7 金銭の取り扱い

(1) 介護施設入所者からのその他費用は適切に徴収していますか？

介護施設入所者のおむつ代及びおむつの洗濯代等は介護報酬に含まれております。

その他費用として入所者から徴収することはできませんので留意してください。

はい いいえ 該当なし

(2) 預かり金の取扱いは適切ですか？

原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理し把握する必要があります。

はい いいえ 該当なし

(3) 累積金について、定期的に福祉事務所に連絡していますか？

累積金には、口座の残高のみではなく、手持ちの現金も含まれます。

累積金が保護の最低生活費の6か月分相当を超えると、保護を停止します。

保護の再開の目安は、累積金が最低生活費の1か月分程度になる時点です。

はい いいえ 該当なし